

飯塚市保育士就職緊急支援金概要

1 事業概要

飯塚市では、保育人材不足が深刻化し、保育士獲得競争が激化していることから、保育士の確保が課題となっている。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士資格を有し、市内の私立保育所（園）又は私立こども園に保育士として新たに就職した者に対し助成金の交付を行うことにより市内の保育所等の保育士の確保を進めることとする。

(1) 就職支援

保育士資格を有し、市内の私立保育園又は認定こども園（保育部）に保育士として新たに就職した者に対して助成金を交付する。

120,000 円

（うち市助成額：100,000 円、園助成額：20,000 円）

(2) 転居支援

市外在住の保育士資格等を有する者で、市内へ移住を希望する者に対し、転居に係る費用（実費。上限あり）を助成する。

200,000 円（上限）

2 交付条件

- ・飯塚市内の私立保育園又は認定こども園に1日6時間以上かつ1月20日以上常勤保育士（臨時職員可）として、平成28年10月1日以降新たに就職が決定した者。
- ・保育園等に常勤保育士として新たに就労することが決定し、当該保育園等から就職に当たり20,000円の助成を受けること。
- ・こども園については保育部の保育士とする。
- ・保育士登録証を取得していること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・既に支援金の交付を受けていないこと。

(2) 転居支援

- ・就職にあたり市内に転入し、住民登録を行う者であること。

3 提出書類

(1) 就職支援

- ・保育士就職緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・市内保育所等の就労証明書（様式第2号）
- ・保育士登録証の写し
- ・誓約書（様式第3号）
- ・履歴書
- ・私立保育園及びこども園に就職した者は園から20,000円の助成を受けたことが確認できるもの。

(2) 転居支援

- ・転居にかかる費用の領収書等の写し

4 確認方法

- ・提出された就労証明書等により確認を行い、必要に応じて保育園、こども園に調査を行う。

5 補助金の返還

助成後、2年以内に退職したときは補助金の全額を返還するものとする。